

患者の皆様へ（お知らせ）

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の 選定療養について

令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、
後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、
先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。



特別料金とは？

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金になります



後発医薬品の使用推進にご協力をお願いします。



当院では、後発医薬品（ジェネリック）のあるお薬について、特定のメーカーのお薬を指定するのではなく、薬剤の成分を表記した一般名処方（一般的な薬の成分名で処方せんを発行すること）を10月1日から開始いたします。

一般名処方になることで、特定のメーカーのお薬の供給が不足した場合でも、安定して供給されている別のメーカーの同じ成分のお薬を患者さんに提供することができます。

熊本大学病院

●一般名処方とは

これまで院外処方せんには、薬の「商品名」を表記していましたが、2024年10月1日より、国の方針に沿った「一般名」表記へ変更します（一部のお薬を除く）。

（例）

<変更前> ロキソニン錠60mg

<変更前> ロキソプロフェンNa錠60mg「トーワ」

↓

<変更後> **【般】ロキソプロフェンナトリウム錠60mg**

※「【般】一般名+剤形+含量」で表し、製薬会社（銘柄）を指定する「屋号」は表記しません。

ただし、後発医薬品が無いお薬、医師が銘柄を指定して処方する場合などについては、これまでどおり商品名での表記となります。

お薬の銘柄についての希望がある場合は、かかりつけの薬局にてご相談ください。

先発医薬品での処方を希望される場合は、受診時に処方医師へ申し出てください。

■ この機会に、後発医薬品の積極的な利用を お願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします